

平成28年3月4日

産業建設常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会産業建設常任委員会会議録

平成28年3月4日（月曜日）午後1時00分開会

出席委員（6名）

委員長 志賀勝利君

副委員長 山本進君

委員 菅原善幸君

今野恭一君

阿部眞喜君

曾我ミヨ君

出席議長団（2名）

議長 香取嗣雄君

副議長 伊藤博章君

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

副市長 内形繁夫君

産業環境部次長

兼商工港湾課長 佐藤達也君

産業環境部

環境課長 菊池有司君

産業環境部長 小山浩幸君

産業環境部

水産振興課長 並木新司君

事務局出席職員氏名

事務局長 安藤英治君

議事調査係長 鈴木忠一君

事務局主幹 佐藤志津子君

議事調査係主事 片山太郎君

会議に付した事件

請願第 2号 「塩竈市港町地区に予定されている汚染土壌処理会社進出反対並びに塩釜港東埠頭での汚染土壌の荷役作業即時中止に関する請願」

午後1時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんのでご協力お願いいたします。

本日の審査の議題は、請願第2号「塩竈市港町地区に予定されている汚染土壌処理会社進出反対並びに塩釜港東埠頭での汚染土壌の荷役作業即時中止に関する請願」の1件であります。これより議事に入ります。

請願第2号「塩竈市港町地区に予定されている汚染土壌処理会社進出反対並びに塩釜港東埠頭での汚染土壌の荷役作業即時中止に関する請願」を議題といたします。

事務局に請願文表を朗読させます。議事調査係片山主事。

○片山議事調査係主事 それでは、平成28年2月定例会初日で配付させていただきました請願文書表を読み上げさせていただきます。

請願第2号。

受理年月日、平成28年2月17日。件名、塩竈市港町地区に予定されている汚染土壌処理会社進出反対並びに塩釜港東埠頭での汚染土壌の荷役作業即時中止に関する請願。

請願の要旨。

港町地区に進出予定の汚染土壌処理会社の進出反対と東埠頭にて汚染土壌を船積みしている作業の即時中止を指導していただくよう、宮城県に対して意見書の提出を求めるものです。

請願の理由。

このたび、汚染土壌処理会社が港町地区に進出予定であります。同地区は観光船の発着場に近く、さらに湾内は多くの浅海漁業者がノリ、カキ、昆布、ワカメ等を養殖している生産現場であります。対岸は生マグロの水揚げを主体とする魚市場、全国でも有数の水産加工業が集積する地域となっております。地域住民の住環境の保全はもとより観光地としての景観、さらには水産加工食品の供給地としての役割を担っている当地域に、環境基準を満たしているとはいえ、健康被害のもととなるカドミウム、六価クロム、シアン等の重金属に汚染された土壌が搬入されていることは看過できないものであります。

過去数回にわたり進出企業の説明会が近隣住民を対象として行われたようですが、水産加工業界には昨年の11月11日に初めて説明会が開催されました。塩竈市の水産関連業界は東日本大震災による直接的な被害は軽微でありましたが、福島原子力発電所の事故による風評被害

は現在も尾を引いており、関西・中京地区への出荷は制限されたままであり、風評被害による損害は莫大であります。日本三景の松島の玄関口であり、奥州一宮の鹽竈神社が鎮座する観光地、浅海養殖漁業の生産現場、生マグロの供給基地の魚市場、そして水産加工業が集積しているこの地に風評被害のもととなるような汚染土壌の荷役作業や処理会社の進出に反対を表明いたします。

塩竈市議会におかれましては地元水産加工業、浅海業者等の現況をご賢察の上、格段のご配慮を賜り、宮城県に対して汚染土壌処理会社進出反対並びに汚染土壌の荷役作業即時中止の意見書の提出を請願するものであります。

提出者住所氏名、塩竈市新浜町三丁目24番21号、塩釜市団地水産加工業協同組合 代表理事組合長。塩竈市新浜町三丁目2番15号、塩釜魚市場水産加工業協同組合 代表理事組合長。塩竈市新浜町一丁目17番8号、塩釜地区水産加工業協同組合 代表理事組合長。塩竈市新浜町三丁目109の8のE、塩釜蒲鉾連合商工業協同組合 理事長。塩竈市新浜町一丁目20番74号、協同組合連合会塩釜水産物仲卸市場 理事長。塩竈市新浜町一丁目17番8号、塩釜冷凍事業協会 会長。塩竈市新浜町一丁目13番1号、塩釜地区汽船漁業協同組合 代表理事組合長。塩竈市新浜町一丁目13番1号、株式会社塩釜魚市場 代表取締役。塩竈市新浜町一丁目13番1号、塩釜市魚市場買受人協同組合 理事長。塩竈市新浜町一丁目13番1号、塩釜市魚市場問屋協同組合 理事長。塩竈市新浜町三丁目11番20号、塩釜水産加工業協同組合 代表理事。

紹介議員氏名。浅野敏江議員、阿部かほる議員、菊地 進議員、土見大介議員、伊勢由典議員、小高 洋議員。

以上でございます。

○志賀委員長 請願紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。菊地 進議員。

○菊地議員 こんにちは。産業建設常任委員の皆さん、お忙しいところ会議を開いていただきましてありがとうございます。私は、紹介議員の一人としてちょっとお話をさせていただきます。

まず、今回のこの汚染土壌に関する問題ですけれども、私も正直なところ2回目の説明会に行ってみびっくりしました。マリゲートのマリホールがほとんど満席になっておりました。そして、2回目が舟入の集会所に行ったわけですが、そのときの説明、本当に大企業さんがこの塩竈を選んでくださって、こういうふうにするんですよというふうな話がありました。しかしながら、説明会の段取りとかそういうのが、我々には存じませんがその現場か

ら300メートルの地域住民だけだということでございます。そしていろいろ最初、2回目の説明会のときに行きましたところ、安全ですとか何とかと型どおりの説明があったんですが、たしか3回目か、中の島の集会所でやったときにいろいろな六価クロムとかヒ素とか、カドミウムですか、そういった人体に影響を及ぼすものの汚染土壌もあると。それを聞いてびっくりしたわけです。説明ではちゃんとそれを処理しますよという内容の説明だったんですが、我々会派としまして秋田県の大館の会社に出向きまして説明を聞いたら、そういう処理はしませんよと、ある程度の基準の範囲の汚染土壌をそこに持って行って木くずとか金属くずをとって、それだけで後そのまま野積みにして船で出すんだと。「ええっ」と。そして、我々、この水産加工業におかれている皆さんの気持ちを考えれば、この水産関係者のこの請願者、提出者の皆さんですね、塩竈市勢発展のために水産を一生懸命頑張ってきた人たち、その人たちに何ら説明もなく、そしてそういった危険が及ぶようなものを塩竈に持ち込むというのは、やはり誰が考えてもこれは無理ではないかなと私は思いました。

また、塩竈の長期総合計画の中にこういった港湾の使い方というのはないと思うんですね。やはり住民の幸福を考えながら、そして漁港、観光、商工としての役割の中からも外れているのではないかなと私は思いました。こういった感じで議会が、2月定例会になってもいろいろ総括質疑やら施政方針に対する質問等、予算委員会等の質問なんかでも市長さんは反対しますと言ってくさっていますので、どうか産業建設常任委員会の皆様、住民の意を酌んでいただき、そしてまた塩竈のあるべき水産加工業、水産関連の事業が発展しますよう皆さんのご決断をいただければなと思っております。どうか塩竈の発展、そして安心・安全な食品提供というそういった観点からも、やはり今回の汚染土壌に対する処理の施設に関するものには、やはり反対をしていただくよう心からお願いを申し上げる次第でございます。どうかよろしく願いいたします。

○志賀委員長　ご苦労さまでございます。

続きまして、伊勢由典議員。

○伊勢議員　紹介議員の伊勢由典でございます。大変ご苦労さまでございます。

実は、ことしの6月の議会でも「塩竈市港町地区に進出予定の汚染土壌処理会社に対する地区住民への説明会等の取組に関する請願」というのが出ていまして、当時菊地　進議員並びに私、そして当時曾我ミヨ議員も紹介議員になって、この請願について取り扱いをしていた経過がございます。当時、水産会社といえますか水産関連会社のほうでは5者、地元の方々

では2団体がこの6月の議会での請願について提出を行いました。今回は、この今回の請願書を見ますと全ての水産関係の方々が11者、関係団体が今回請願を出して、塩釜水産業界全てこぞって反対ということでの請願書でございます。

当時を振り返りますと、菊地議員のお話にありましたとおり、さまざまな有害物質が入ってくるんだという問題点を指摘しております。そういうことも含めてこれは風評被害も及ぶということにもなってまいりますし、さらには塩竈の港と社の町と、そして魚の町ということでの被害が、これはイメージがすっかり壊れてしましまして、水産業界にとってのまさに二重三重の痛手をこうむることになっていくということになってまいります。聞くところによりますと、基準から10倍の有害物質をこの工場でも取り扱うということが明らかになっているようであります。したがいまして、この工場については反対ということでの請願をぜひ上げていただいて、取り扱いをしていただければと思うところでございます。私のほうからは、一言そういうことを申し述べさせていただきます。

○志賀委員長 続きまして、小高 洋議員。

○小高議員 紹介議員となりました小高でございます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、会議を開いていただきましてまことにありがとうございます。私からも一言述べさせていただきます。

震災から間もなく5年が過ぎようとしております。そういった中、復興いまだ道半ばと、こういった中におきまして、先日の報道の中で塩竈の市長も述べておられましたように、塩竈市の基幹産業であります水産業、水産加工業、販路がなかなか広がってこない。こういった状況の中で、今大変ご苦労をなさっているわけであります。そういったことを踏まえて、例えば、これまで開かれております議会の中でもそういった観点から大いに私ども議員も議論をしてきたわけであります。そういった大変に苦しい状況、またこの今回集まられました水産業界の代表の皆様、本当に切実な思いのもと、先日の申し入れには私も同席をいたしましたけれども、市長としても反対の意思をご表明をされたと、そういった状況がございます。そういった中で、今回の請願に当たり私から1つ申し上げたいのは、今までとはちょっと観点をかえまして、これは水産業の未来だと。すなわち、塩竈市の未来を問うような請願審査ではないかということでもあります。

今からおよそ1年前になりますが、今回の進出の話を受けまして、今回進出を計画なさっておられる企業が操業をしております秋田県の大館市のほうに私どもも行ってまいりました。

私は当時市議会議員という形ではございませんでしたが、塩竈に住む一人の市民としてどういったことなのかということで同行をさせていただきました。そこで感じたのは、大館市は鉱山の町として栄えてきた歴史がございます。その歴史の変遷の中で基幹産業である鉱山業がどんどん厳しくなっていく。そして大館市として未来をどうするかという選択を迫られた中で、当時鉱山業としてやっておられた今回の企業がこういった形で汚染土壌の処理等も始めるということで、大変に重い決断の中で大館市としてはそういった選択をしたということでもあります。

今回の件におきましては、同様に塩竈の未来を、水産業の未来をどうしていくのかというようなことが大きな決断が求められているわけであります。そういった観点から塩竈市の未来を守ることに、それはすなわち基幹産業である水産業、水産加工業、これをまず守ることではないかと私は思いますので、ぜひともこのためにこの請願、ぜひとも委員の皆様のご賛同を賜りますように心からお願いを申し上げます、私からの意見とさせていただきます。よろしくごお願い申し上げます。

○志賀委員長 ご苦労さまです。

それでは、質疑に入ります前に委員長を交代させていただきます。

塩釜魚市場の社長がちょっとおくれてこられたんですが、傍聴したいということでありますので、委員長として許可したいと思いますがいいたすか。（「なし」の声あり）はい、ではそういうことでひとつよろしくお願ひします。（「交代します」の声あり）

○山本副委員長 暫時、委員長を交代いたします。

それではこれより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。志賀委員。

○志賀委員 では、発言の前に資料を用意していますので、委員各位にちょっと資料を配りたいと思います。

○山本副委員長 今、志賀委員から新たな資料配付の要請ありましたがけれども、いかが取り扱いますか。よろしいですか。（「異議なし」の声あり）はい、異議なし。それでは配付お願ひします。

それでは志賀委員、資料の説明をお願いいたします。

○志賀委員 今お手元にお配りしたものは、ことしの1月26日商工会議所で行われました水産業界の方々に対する説明会での資料でございます。これの資料に基づきまして、若干今紹介議員の方々からお話ありましたが、私第1回目からこの説明会に参加しておりまして、状況

をずっと把握しておりますので、その経過についてお話しさせていただきます。

第1回目の説明会では、汚染土壌処理会社進出の説明があったわけですが、その場での汚染物質が何であるかという説明がありませんでした。参加者の方からも質問が出ないものから、一番最後に私、汚染物質の説明がないままこの会社の進出の説明だけで済むんですかと、ちゃんと汚染物質を明確にしてくださいということで、第2回目はまた4月に行われまして、汚染物質の中身が明らかになりました。その都度回数を重ねたわけですが、説明がどこかこう何か隠されているということで、私もたびたび出ているんですが、ごく最近になっていろいろ確認できたことが、まず汚染土壌を塩竈に持ってくる処理会社の汚染土壌というものは、ここでつくる予定の工場では中に入っているガラ、金属類、木片、そういったものを取り除くだけで汚染物質は取り除かれないということがわかりました。そして、それが東埠頭を利用して荷役作業をして、それで当初は秋田の工場に持っていくと。それでセメントに利用されるんだという説明として私はずっと認識していたわけです。

ところが、2月に私の会派で秋田のほうに行きました。そうしたら、その物は秋田には持ってきませんと。それで全部セメント会社に直接行ってしまおうんですと。コンタミ取った後に塩釜港から直接セメント会社に持って行って、そして処理されて重金属類が取り除かれて、土がセメントの増量剤となるということがわかりました。

それと、この今お手元の資料のまず18ページをごらんください。この18ページの資料の、上の表は2回目の説明会から出てきている数値なわけですが、ここに汚染土壌の基準というのが入ってまして、含有量基準それから溶出量基準というものがあります。このそれぞれの基準がどういうものであるかというのは、ただこれ以下だから健康に被害はないんだという説明であったわけですが、私先月の末に環境省のほうに電話をして担当の方にこの含有量基準と溶出量基準について、どういうものなのか確認をさせていただきました。そうしましたところ、溶出量基準というのは地下水の基準であると。それで、含有量基準というものは土壌の基準であるということなんです。

ところが、この表の下をごらんください。これは汚染土壌の搬出の数量が書いてあるわけですが、18ページです。ところがこの汚染土壌にもかかわらず、ここに書いてある基準の値が最大溶出量なんです。地下水の基準が書いてあるわけです。そうするとこの表自体が私はおかしいと思うんです。さらに言わせていただくと、この基準値について、例えば汚染土壌のカドミウム、土壌1キログラム当たり150ミリグラム、これ以下ですと健康被害ではないです

よ、健康被害は出ませんよという環境省の見解でした。それで、秋田の工場に行ったときにわかったことは、先ほど伊勢議員からお話がありましたけれども、この基準が10倍まではここに来ると、それでそれを超えたものは秋田の今度は焼成工場に直接トラックで持ち込まれて、重金属類を取り除いた残土を自分の所有している処理場に埋設していくということなんですが、環境省の見解では、ではこの150ミリグラムが5倍、10倍、恒常的にこの地元の人たちが取り入れたときに健康被害というのは一切出ないんですかと、そういう補償はされているんですかということをお聞きしましたら、国は、いや、それは補償できませんと。起こり得る可能性もありますと。そして、では万が一起こったときにその損害賠償は国が責任を持つんですかと聞きました。いや、それはできませんと。これを決めるのは県ですからという見解なんです。そうした場合に、今この東埠頭に土壌を持ってきている会社が3社あります。1社だけではないんです、3社あります。万が一、10年、20年、30年先にこういったものの湾内で重金属類に汚染されたものが出て、それによる健康被害なり養殖業者の方の商売に影響したり水産加工業に影響したり、そういったことが出たときに誰が補償するのかと。かかりようがないんですよ。県が認めたんだからでは県が補償してくれるんですかと、そういうことをやはりきちんと確認できないと、我々としてはこれを容認していくということはいえないことだなというふうに感じております。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

○山本副委員長 ありがとうございます。

各委員におかれましては、ただいまの志賀委員の説明を十分参考にしながらご質問お願いします。

委員長交代します。

○志賀委員長 委員長交代いたしました。では、質疑どうぞお願いします。山本委員。

○山本委員 私からまず第1点、確認させていただきます。

2月29日の定例記者会見におきまして、市長は当該事案に対し現時点では反対であるとの見解を表明し、翌日の新聞に記事として掲載されましたが、当委員会に副市長見えておりますので、現時点では反対であるということの説明を、解釈をお願いいたします。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 山本委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、今申し上げましたように2月29日の、3月の定例記者会見におきまして市長が記者団

のほうに汚染土壌分別施設につきましては建設反対と。そして今委員が指摘のとおり、現状では反対ということで申し上げました。発言の真意は今各委員さんのほうからお話ありました、あと紹介議員さんのお話もありました、風評被害が極めて心配されると。例え法的にその施設の設置基準が満たされてあったとしても、我々としては風評被害の部分で我々は断固反対しますよということで、そういう視点で市長発言させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 風評被害が心配だということですからけれども、それもそうですけれども、風評にとどまらず先ほどの志賀委員長の説明、それから紹介議員の菊地議員の視察の結果等々を聞きますと、風評ではなくていわゆる健康被害の恐れが、蓋然性が極めて高いということが今明らかになりましたので、風評にとどまらずそういった立場から反対していただきたい。いかがですか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まず当委員会の意向を、意見をまず市長にお伝え申し上げますが、まず今許認可権は県にございますが、県としてもやはり法で認められたそういったような基準、今おっしゃったように濃度とかいろいろあります。我々もそういった分では心配しております。しかし、法的に認められた施設について今、一首長がそれを反対だと言えるような今立場にあるかとなると、今の私の立場から言わせていただければ反対を、基準そのものに反対というふうなあれは難しいかと思えます。以上であります。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 その辺があの記事を見たときに「現時点では」と。その現時点の意味、ごめんなさい、「現状では」との意味がわからなかったのが今確認したわけですからけれども、風評被害は心配だと。あくまでも許認可権者は県であると。法的、また条例に照らし合わせて適合性が認められれば、それは許可せざるを得ないというふうなことがわかりました。

1つ、塩竈市としても特定行政庁に対しいわゆる建築確認申請が多分当該進出企業からされると思うんですけれども、その場合も許可はされるわけですか。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 まずは、特定行政庁としてそういったような申請がございましたら、今行政的にこういった部分でのいろいろな部分のやりとりがございますので、我々としてもそういった

ような行方を見きわめた上でのそういった判断になってこようかと思えます。いずれにしてもその建築基準法に基づく基準が満たされればすぐに通せるかとなると、なかなか判断しづらいような状況にはあると思えます。以上であります。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 確かに環境基準の適合性は県の環境条例に照らし合わせて許可するか否かの判断はあると思えますけれども、当地元、塩竈市としてはいわゆる建築確認申請が出された段階で特定行政庁が許可するかどうかということになります。特定行政庁といえども塩竈市長の、市長の権限の範囲の中でありますので、当然市長の意向がそこに反映されてしかるべきだというふうに私は解釈しております。今、副市長の見解では、このような状況の中で即適合しているから許可をおろすということにはならないということになりましたので、その辺は我々としても一歩前進というふうに受けとめさせていただきます。

あとは、なぜ反対かということにつきましては、これはもう先ほど紹介議員の皆様方が紹介されたとおりでありまして、やはり塩竈市というまちづくりには、当該進出企業あるいは観光特区と指定されたゾーンの中での荷役作業ということは、やはりなじまないものであると。やはり海をなりわいとしてできた塩竈の町、そして人々の暮らしということからすれば、職業に記載はありませんけれども、やはり塩竈という町の中には私はなじまない、相容れない企業と言わざるをえません。以上です。

○志賀委員長 ほかにご発言はございませんか。曾我委員。

○曾我委員 今意見いろいろ紹介議員、そして山本委員からも言われたことに尽きるわけですが、やはり関係市町村が生活環境保全上の見地から意見を言うことができますから、先ほど記者会見で述べたと言いますけれども、そのことをしっかりと県にも伝えていただくことが大事だろうと。やはり、議会としてはこの請願をきちんと採択して県議会あるいは県のほうに届けることがまず第一歩だろうと。先ほど副市長が言われましたように、今のこの汚染土壌の対策法のガイドライン、もちろんあるんです。この範囲の中でいきますとなかなか難しいことがあると思えますが、しかしやはり現実にこういった水産業も含めた新たな問題をどうするかということが、行政や議員にも問われているんだと思えますが、その辺は大いに今後とも研究しながらやはり安全に暮らせる、なりわいをしっかり守るという点で、引き続き取り組んでいくことが必要かなと思っております。まず何よりも11団体の皆さんがやはり自分たちの生活や営業にかかわる問題としてここまで本当に大きな取り組みをしていただいたなと思

っておりますが、今議会で意見を上げられればいいのかなど思っております。以上です。

○志賀委員長 内形副市長。

○内形副市長 我々、法律なり基準、そういった部分が合致しているから進出やむを得ないんだというような視点では我々は立ってございません。あらゆる手段を使いながらでもとにかくこの塩竈にそういった工場の立地は許さないというか、辞退していただきたいということで今市長、来週早々この当該企業の本社のほうに行って、まず計画の断念をお願いしたいということで今市長が行動、予定をしておりますので、報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○志賀委員長 荷役作業についてはどうなんですか、東埠頭での。

○内形副市長 それについては、県のほうの港湾利用の計画に入っていますので、これについても県に要望をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○志賀委員長 ほかに発言ございませんか。ないようでしたら……今野委員。

○今野委員 今るる説明やらご意見やらございましたけれども、異口同音に反対のご意見のようでありましたが、国の基準だったりあるいは県の基準というものがあるって、そしてその許可すべきガイドラインというんですか、そういうものを決めてあるわけでそれをクリアしなければこれは当然声を大にして反対すべきと思っておりますが、そうした中で特に基準は満たしていても風評被害が云々と、風評被害のもとになるというそういうお話ですけれども、その前段で前には市長と議長が県に行って要望書を提出してきたというときもマスコミに取り上げられました。しかも、また今回2月29日の3月定例記者会見で市長が記者会見で述べておられることが、汚染土分別施設の建設計画、塩竈市長現状では反対と、こんな大見出しで載っているわけです。皆さんどうお考えかわかりませんが、これこそまさに風評じゃないんですか。これが風評となって、そして水産業界なり加工業界の方々に営業上の不利益をこうむらせると、こういうことなんじゃないでしょうか。例えば、当議会ではこの産業建設常任委員会が仮にこの請願について賛成だということになると、当然マスコミはそれをまた載せるでしょうし、またさらには本会議でその請願が採択されたということになれば、これもマスコミでは大きく報じることだろうと思っております。そのマスコミが報じることによって痛手をこうむるのは誰なんですか。加工屋さんだったり漁業者だったり、そういう業者さん方、もちろんそれは市民みんなのために果たしてそういうこと自体が利益になるのかどうか。市民のためになるのかどうか、それを考えて意見を出すべきだと私は思っております。

ましてや、これまで十数年間、積み出しですか船積みですか、あそこの東埠頭ではこの業者ではないにしても（「7年間です」の声あり）7年ですか、そうですか。（「4年か、4年。平成23年からですから」の声あり）いや、もっと前からです。それは知らなかっただけでね。それを今まで何ら批判することもなく、もちろん何ら被害も発生していないから当然だと思うんですけども、そういうふうなことを今まで放置してきておいて、今ここで騒ぎ立ててどうなるのかということだったり。やはりもっともっと深く考えるべきものがあるのではないかと思うのであります。やはり、いろいろな重金属だとかカドミウムだとか六価クロム、シアンも書いてありますけれども、これは環境基準があつてそれを満たしているということであれば、それを四の五の言つて邪魔立てする何ものもないのではないかと思いますし、今後の水産業界あるいは加工業界の皆さんのためにも騒ぎ立てて風評をあおるようなことはしないほうが得策だというふうに私は思っております。以上です。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 今、今野委員のほうから風評ということでの懸念する発言がありましたけれども、だからこういう事業を進める場合は黙つてやれなんですよ。わからないようにやれ。今あるリサイクルセンター、車リサイクルはあれは周知しましたか。しませんよ。ある日突然来たんです。そして黙つてやれなんですよ。黙つてやれと。だから今回も最初は半径100メートル、そして問題視されて300メートル、そして問題になって生産業界に。要するに黙つてやれなんですよ。ですから、マスコミとり上げるから風評被害ではなくて、黙つてやられて、5年、10年やって、で健康被害が出てきた場合どういう、誰が責任取りますか。ですからそうならないように風評被害が起きないようにきちんと今の段階できちんと周知して、そしてだめなものに対してはきちんとだめだということをやるのが、将来にわたる風評被害をなくすことなんです。と私は思います。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

私も水俣の海に行ったことがあるんですけども、すごくきれいで沖縄のように澄み渡っている海でした。それは、やはり水俣病というものが反映されて、何とかこの海を取り戻そうということで市民が一丸となって今日本の百選に入るくらいきれいな海になるまで市民は取り戻しました。しかし、そこにでは行った方は、もちろん私も行ったので水俣の海がすごくきれいだということはわかりますけれども、行ったことのない人間は水俣病があつた海でし

ようという認識がかなり強いし、そういうイメージがあるはずです。もし塩竈で、ここで健康被害があった場合に、私30歳ですけれども、例えば100年後、200年後も塩竈の海というのは健康被害があった海なんだろうとなってしまうえば、そういう印象でこの塩竈の地はイメージがついてしまうのではないのかなと思いますので、出ていないからいいではなく、出る前に防げるものは我々が防ぐというのが未来のためになるのではないかなと思います。

企業誘致というのはすばらしいことではありますけれども、まず震災で販路がまだ7割、6割しか戻っていない塩竈を支えている基幹産業の会社のまずは原状復興をすることが一番の目標であって、そこから企業を拡大して10人、20人とまた雇ってもらって、大きくしてもらうのがまず我々がやる先決なことだと思います。その上で、企業誘致も進めていくということが大切だと思いますが、山本委員がおっしゃるとおりこの地域に、あの場所に今5年間、観光エリアですか、できますけれども、そこにこのような企業が入ってくるというのは私も断固反対でございますので、その意思だけは伝えさせていただきます。以上でございます。

○志賀委員長 菅原委員。

○菅原委員 では、私からもちょっと質問させていただきます。

私も今回汚染土壌の問題が今回マスコミから取り上げられた件に関しても、その反対理由または賛成理由というのをいろいろ考えまして、友達にもいろいろお話を聞かさせていただきました。そんな中でやはり反対理由しか出てこない。賛成理由がほとんど出てこないというのが私の見解でした。一つは震災が5年前にあったわけですがけれども、やはり我々宮城県の隣があれだけの被害があって、原子力の問題とかありましたけれども、それが隣にあるということだけでも宮城県があれだけの今回の風評被害があったわけですがけれども、また、この間商工会議所で会社の方と水産関係の方の質問も聞かせていただきました。外国人の方がほとんど来ていない。仙台空港に着陸もしないという、そういう現状がまだ今でもあるという事態がやはりこの風評被害という部分であると思いますので、ぜひとも今までわからなかったというのも本当にあるんですけれども、今までは汚染土というのは直接秋田県にトラックで運んでいたというのもし聞きました。そういった意味で、そのままであれば結構なんですけれども、やはりこの塩釜港から出るという自体がいろいろ予算の関係もいろいろあると思うんですけれども、そういった意味で反対にしか、また食を重視する塩竈であって水産が中心になってきておりますので、また今回再開発の部分で塩竈もどんどん今から多分変わってくると思いますので、そこに隣に中心部にこういう汚染土の入り口があるというだけでも、こ

これはもうぜひとも反対するべきではないかなと私は思います。まだまだ知らない人がいるということですね、今回のこの問題に関して。ですから、それはやはりマスコミがたまたま上がりましたけれども、マスコミもやはり皆さんに知ってもらわなくちゃいけないという部分があると思うんですけれども。以上でございます。

○志賀委員長 ほかにご発言はありませんか。今野委員。

○今野委員 いわゆる「害」の部分でのお話でしたけれども、それからもう一つ考えるべきは、やはり企業誘致。皆さん一所懸命、口には企業誘致、企業誘致という言葉が出てきますけれども、本会の議会にしたって企業誘致という、議会というか本会議あるいは特別委員会なんかでも企業誘致という言葉は何度も聞かれていますけれども、かといって皆さんそういう当てがあるのかどうか。果たして塩竈に誘致できる企業の当てがあるのかどうか。何と云って、これは港湾の使用にしたって市の税収につながる、それからこの企業としても300億円企業、一部上場会社です、この会社は。私も調べてみましたけれども。一部上場会社でそんな例えば被害が起きるような、そういうことがあったときに知らんぷりで300億円企業を潰しますか。そんなことはありませんよ。そういうこともよく考えて、同等の企業を誘致できるというのであればそれは、ああ、そう、ではそっちにしようかということにもなりましょうけれども、そういった気配もないのに、あるいはまた当てもないのにただ来るな来るなというだけでは私は塩竈の発展は、本市の発展そのものは望めないというふうに思っております。以上です。

○志賀委員長 山本委員。

○山本委員 今、今野委員から企業誘致というお話が出ました。私、確かに議会で当局とのやり取りを聞いていて、具体的な企業誘致と、どのような形でのセールスをしているかということについての力強さは残念ながら受けとめられてきておりませんでした。ですから、そこでやはり今野委員のおっしゃるのもわかります。ただ、実際今新浜加工団地の中にサバを対象とした加工業者さんが進出した。あるいは海鮮煎餅をつくる企業が来てくれたと。それから北浜には賛否両論あるかと思えますけれども、大手スーパーが出店してくるということで、少しずつではありますけれども、やはり塩竈で業をしたいという商店さんあるいは企業さんが少しずつでもふえてきている。そこにまさに水を差すような、環境に対して極めて悪化な企業が進出してきたならば、そういったような塩竈にぜひという企業の進出を阻む結果になりはしないかなと。ですから、平たく言えば、来れば、企業であれば何でもいいというのは

私は違うと思います。やはり塩竈にふさわしい、塩竈ならではの企業というものをやはりきちんと選択し、そして精力的にトップセールスを初め誘致すべきであるというふうに考えております。市側からすれば確かに固定資産税、あるいは数名の雇用は確保されるでしょうし、その企業の説明会でも年間3,000人の見学者が来るといいますけれども、それは私は後でつけた理由であって、今本当に塩竈として来てほしい企業、そして好まない企業というのはきちんと選択してこの町をやはり守っていく、育てていく、また未来につないでいくというのは、今いる我々の責務ではないかなと思います。以上です。

○志賀委員長 今野委員。

○今野委員 これは賛成と反対、白と黒、赤と青になればこれはどこまで行っても平行線なのかもしれないけれども、過去にこんなことがありました。平成11年、新浜の仲卸市場周辺に特殊法人、この場外馬券売り場の進出、そして誘致という話が持ち上がりまして、こういう企業が進出してくれば塩竈の発展はすばらしいものになるだろうという期待を持っていましたし、また誘致運動も進みました。私も署名もたくさんいただきましたし、ぜひ誘致してくれというお話がありました。ところがやはり一部に反対の意見があって、とうとう10年以上の時間をかけながら、ついに撤退ということになりました。あれから10年ちょっと経過しておりますけれども、今になってあのときここに来てもらっていたら新浜町ももっとよくなっていたのにな、あるいは塩竈ももっと活気が出ていたんだろうなという悔いる話がちょいちょい聞かれております。これは、やはり100年の計といいますか、先見の明というかそういう将来を見据えた上でのやはり企業誘致というのを考えていかないと、人口は皆さんご存じのとおりどんどん減るばかり。減る一方です。このままどんどん減るばかりでいいのかどうか。やはり企業が進出してこないことには、そこで働く人が一緒にくっついてこないことには人口はふえませんが、逆に企業が進出してこなければ人口はふえることはないでありますから、やはり人口だけをふやそうふやそうと思っても人口だけではどうにもならないです。そのところを考えるとやはり将来を見据えた企業誘致というものを考えていかねばならないだろうと思っております。以上です。

○志賀委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。確かに私も特殊法人が来ればよかったなと思う一人ではございますけれども、特殊法人は人を呼べると私は思いますが、大変申しわけございませんがこの大手リサイクル企業に関しては人が呼べる施設ではないのではないのかなと思いますし、

私個人としてももちろん塩竈に企業は誘致したいと思っております、各企業様にお願いをしている部分もございますし、今度大手電機メーカーさんと災害協定も結べるんじゃないかということで段取りも取らせていただいている部分もございます。やはり塩竈の発展には今ある先ほども言いましたけれども既存の水産業、水産加工業の皆様発展をまずは応援するとともに、企業の誘致を進めていく中で水産業、水産加工業の皆様にご迷惑をかけるような企業は要らない、声を大にしてお伝えさせていただきたいなと思います。もちろん今野委員の言うように企業誘致というのはすばらしいことだと私も思っておりますが、何もあそこの土地を活用して、あそこの土地だけにでは300億円の手回し企業が来ればよいというのはちょっと違うのではないですかね。例えばですよ、百歩譲っても秋田県は山の上にあるんであれば伊保石公園をそういうふうにしたらどうだとかいう意見が出てくるんだったら私わかりますし、ただそういうことでもないのであれば、やはりあそこに持ってくるということの大前提に話されるのはまた違うかなと思います。企業誘致という中でこの大手手回し企業だけが企業というわけではないと思いますので、何もみんな多分塩竈に企業に来てほしいということで声がけをしていたりとか自分たちでアプローチをしている人たちも多くいると思いますので、先ほどのような話では一般質問、予算特別委員会のところでそういう話が出なかったからというのは、まあ出ていたとしても、ちょっと今のはおかしいのではないかなと個人的にご意見させていただきます。以上です。

○志賀委員長 一応ですね、この議論だと平行線をたどると思いますので、ここで質疑は終了させていただきますと思いますがよろしいですか。（「異議なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後1時58分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

請願第2号は、採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○志賀委員長 挙手多数であります。よって、請願第2号は採択とすることに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時05分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって本委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後2時05分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

産業建設常任委員会 委員長 志賀勝利